

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

障害基礎年金をご存じですか

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳になる前または60～64歳に初診日（初めて医師の診療を受けた日であり、診断を受けた日ではありません）がある障害で、日常生活に著しい支障がある場合に請求することができます。

ただし、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除・納付猶予・学生納付特例期間が合わせて3分の2以上ある、または初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが要件となります。

なお、20歳になる前に初診日がある障害の場合は、本人の所得により、年金の支給が制限される場合があります。また、初診日が老齢年金を繰り上げ請求した後の場合、障害年金を請求することができなくなります。

原則として、65歳になる前までに手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。

☎国保年金課国民年金係。厚生年金加入中または第3号被保険者期間中に初診日がある方は杉並年金事務所 ☎3312-1511

4年度介護保険料通知の発送

介護保険第1号被保険者全員に対し、4年度の介護保険料段階・年間保険料の通知を7月12日(火)に発送します。介護保険料段階は、4年度住民税課税状況等(3年中所得)を基に決定しています。

第1号被保険者の保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書払いまたは口座振替)があります。自身の納付方法は、通知で確認してください。本人の希望で特別徴収と普通徴

① 感染症防止対策

下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

収を選択することはできません。納付書払いの方は、同封の納付書でお支払いください。

◆ 介護保険料の軽減

第1～3段階の方の介護保険料は、国の低所得者保険料軽減強化の実施(元年10月からの消費税増税に伴う財源の活用)により、下表のとおり引き下げています。

保険料段階	対象者	保険料額(年額)軽減後
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方。または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万2440円
第2段階	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	3万円
第3段階	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	5万4480円

☎介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が変更・延期または中止になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間の延長

国民健康保険加入の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができない方に支給している傷病手当金の適用期間を、9月30日まで延長します。支給を受けるためには申請が必要です。必ず事前に電話でお問い合わせください。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎国保年金課国保給付係

生活・環境

街区表示板の整備事業の実施

街角にある建物の外壁や塀等に設置してある街区表示板(右下写真)について、毎年地域を定め定期的に貼り替え等の整備を行っています。

対象地域では、作業員証明書を携行した委託業者等が地域を巡回し、街区表示板の設置状況を調査します。破損や不具合のある街区表示板は、修繕や貼り替え作業を行います。

新規設置が望ましい場所には、建物の所有者の承諾を得た上で、街区表示板を設置します。

☒4年度対象地域=永福・下高井戸・高井戸東・成田西・成田東・浜田山 ☎区民課管理係



各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
障害者のための就労相談・支援	☎月～金曜日、午前9時～午後5時(祝日を除く) ☒ワークサポート杉並(高井戸東4-10-26) ☒区内在住で障害のある方とその家族ほか ☒要事前登録。仕事のあっせんは行っていません	☎☎電話・ファクスで、ワークサポート杉並 ☎5346-3250 ☎5346-3253
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日、午後1時～4時(祝日を除く) ☒区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎7月19日(火)、8月2日(火)午後1時～4時 ☒区役所1階ロビー ☒他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
行政相談★	☎7月8日(金)午後1時～4時 ☒区政相談課(区役所東棟1階) ☒国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談	☎区政相談課
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	☎7月8日(金)午後1時～4時 ☒区役所1階ロビー ☒他関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 ☎6908-8046、区政相談課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎7月13日(水)午後1時～4時 ☒区役所1階ロビー ☒他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	☎区市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎7月14日(木)午後1時30分～4時30分 ☒区役所1階ロビー ☒区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☒3組(申込順)	☎杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
弁護士による土曜法律相談	☎7月16日(土)午後1時～4時 ☒相談室(区役所西棟2階) ☒12名(申込順) ☒1人30分	☎電話で、7月11日～15日に専門相談予約専用 ☎5307-0617(午前8時30分～午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 ☎同課
住民税(特別区民税・都民税)夜間電話相談	☎7月19日(火)午後5時～8時30分	☎納税課 ☎5307-0634・0636
専門家による空き家等総合無料相談	☎7月21日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☒住宅課相談室(区役所西棟5階) ☒区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ☒各1組(申込順) ☒1組45分	☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、7月19日までに同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス ☎同係
不動産に関する無料相談	☎7月21日(木)午後1時30分～4時30分 ☒区役所1階ロビー	☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937(午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)) ☎同支部、区住宅課

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) ☎申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎問い合わせ 他その他 ☒Eメールアドレス ☒ホームページアドレス

子育て・教育

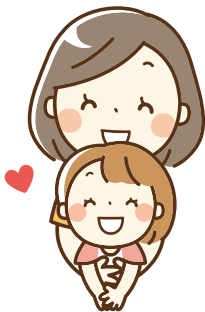
児童手当などの現況届の提出はお済みですか

児童手当・特例給付、児童育成手当、児童育成(障害)手当を受給している、現況届の提出が必要となる方へ、現況届を6月初旬に発送しました(3月16日以降、区に児童手当・特例給付を申請し、現況届の提出が必要となる方には、認定後に順次現況届を送付)。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。必要書類を確認の上、提出してください。

児童手当・特例給付については、前年度から支給区分に変更があった方、受給者や配偶者の3年中の所得額が所得上限限度額を上回り受給資格が消滅した方のみ通知書を発送します。

児童手当・特例給付、児童育成手当については子ども家庭部管理課子ども医療・手当係、児童育成(障害)手当については障害者施策課障害者手当・医療係



健康・福祉

福祉サービス第三者評価の受審費の助成

受審を予定している事業者は、各担当窓口へ申請してください。予算に限りがあるため、法令などで受審が要件となっていないサービスには、受審費の助成(上限あり)ができない場合があります。

評価結果は、とうきょう福祉ナビゲーションホームページで公表しています。

「杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金交付要綱」で定める事業者 申請方法などの詳細は、区ホームページ参照/申請期限=9月15日 高齢者分野は介護保険課事業者係、障害者分野は障害者施策課管理係

保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人・配偶者・親族等が苦情を申し立てることができます(1年以上過去の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関する事などを除く)。

保健福祉サービス苦情調整委員と面談の上、「苦情申立書」を提出してください。

◆苦情調整委員相談

相談は、3名の委員が交代で行います。 7~10月の相談日(月3回)=7月6日(水)・14日(木)・19日(火)、8月3日(水)・16日(火)・25日(木)、9月7日(水)・13日(火)・22日(木)、10月5日(水)・13日(木)・18日(火) 受け付け=午後1時30分~3時 保健福祉部管理課(区役所西棟10階) 電話または直接、同課保健福祉支援担当 1人1時間

施設情報

男女平等推進センターの臨時休館

男女平等推進センター(荻窪1-56-3)は、情報・資料コーナーの図書分類見直し作業を行うため、7月

18日(祝)~25日(月)は臨時休館します。

臨時休館中、乳幼児室(午前9時~午後5時。7月19日を除く)は利用できません。

区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係

募集します ※応募書類は返却しません。

すだちの里すぎなみ入所希望者

すだちの里すぎなみ(今川2-14-12)は、地域生活移行型の障害者支援施設です。利用者は地域生活に向けた訓練などを行います。入所後は地域生活が可能になった方から区内のグループホームなどへ順次移行していきます。

募集人数=若干名 申込書(障害者施策課障害福祉サービス係(区役所東棟1階)、福祉事務所で配布)を、7月29日(消印有効)までに同係へ郵送・持参 入所希望者の募集については同係、入所希望者の推薦については障害者生活支援課就労支援担当

広告掲載

◆広報すぎなみ

10~12月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

主な配布方法=新聞折り込み、区立施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり 発行日=月2回(1日・15日) 発行部数=約15万5000部 掲載料=1号1枠1万円 規格=縦10mm×横235mm 掲載位置=広報紙中面下部欄外 募集枠=1号4枠(1社1号1枠) 申込書(区ホームページから取り出せます)に広告原稿案を添えて、8月1日までに広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

◆区ホームページ バナー広告

閲覧数=月平均約29万4000件(トップページ。3年度実績) 掲載料=1月1枠2万円 規格=GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4キロバイト以下 掲載位置=トップページ下部 募集枠数=月20枠(1社月1枠) その他=毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載 申込書(区ホームページから取り出せます)に広告原稿案を添えて、広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

..... いずれも

広報課広報係(区役所東棟5階 ☎3312-9911) koho-suginami@city.suginami.lg.jp 詳細は、区ホームページ参照

高井戸地域区民センター協議会委員

まつり・講座の企画・実施、広報活動 任期=10月22日~6年10月21日(1期2年。2期まで更新可) 活動場所=同センター、上高井戸区民集会所(上高井戸1-15-5) 募集人数=若干名 その他=交通費程度支給 上高井戸・高井戸西・高井戸東・久我山・浜田山の全域、宮前1・2・4・5丁目、松庵1丁目、下高井戸1・3~5丁目に住む方(過去に委員を務めた方を除く) 申込書(同センター、上高井戸区民集会所で配布。同協議会ホームページからも取り出せます)を同協議会事務局(〒168-0072高井戸東3-7-5 ☎3331-7980)へ郵送・ファクス・持参。または、はがき(16面記入例)に職業・応募動機・特技も書いて、同事務局/申込締め切り日=8月10日 同同事

務局 ☎3331-7980 8月23日(火)に面接を実施

その他

原爆被爆者の方への見舞金支給

7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方に見舞金2万1000円を支給します。3年度中に見舞金を受給し、引き続き資格を有する方は申請の必要はありません。

被爆者健康手帳・本人の銀行口座が分かるもの・印鑑を、7月31日までに障害者施策課障害者手当・医療係(区役所東棟1階)へ持参 同係 郵送による申請を希望の方はお問い合わせください

特別弔慰金の請求手続きはお済みですか

戦没者等の死亡当時の遺族で2年4月1日(基準日)に公務扶助料や遺族年金を受けている方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、先順位の遺族1名に額面25万円、5年償還の記名国債を支給 請求期限=5年3月31日 受付時間=午前9時~午後4時 保健福祉部管理課地域福祉係

審議会等のお知らせ

地域公共交通活性化協議会

7月13日(水)午後2時~3時30分 区役所第5・6会議室(西棟6階) 「杉並区地域公共交通計画」の策定について 都市整備部管理課交通企画担当

都市計画審議会

7月15日(金)午前10時~正午 区役所第3・4委員会室(中棟5階) 「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針案」「東京都市計画道路補助第229号線の変更」「東京都市計画道路杉並区画街路第3号線の変更」「杉並区まちづくり基本方針の改定骨子案」について 都市整備部管理課庶務係

総合教育会議

7月27日(水)午前10時~正午 区役所第3・4委員会室 総務課総務係

熱中症を予防するために

「涼み処」として区立施設をご利用ください

暑い日の外出時に、気軽に立ち寄り休憩ができる「涼み処」として、右記の区立施設を9月30日まで開放しています。どなたでも利用できますので、熱中症の予防対策としてご利用ください。

区役所本庁舎、地域区民センター、区民集会所、区体育施設、図書館、ゆうゆう館、地域包括支援センター(ケア24)、杉並保健所・保健センターほか 危機管理対策課 詳細は、区ホームページ参照



※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。 ※申込締め切り日に(消印有効)の記載がない場合は必着です。 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

後期高齢者医療制度のお知らせ

—— 問い合わせは、国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651 へ。



後期高齢者医療被保険者証

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、7月31日です。

8月1日からの保険証（藤色）は、7月中旬以降に簡易書留で送付します。有効期限が過ぎた保険証は、ご自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係（区役所東棟2階）・区民事務所へ返却してください。

また、10月から窓口負担割合に2割負担が追加されることに伴い、全ての方の保険証の有効期限が9月30日までとなっています。10月1日からの保険証は9月中旬以降に送付する予定です。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証（以下、認定証）をお持ちの方で、引き続き交付基準に当てはまる方には、保険証とは別に8月1日からの認定証を7月下旬以降に送付します。有効期限が過ぎた認定証は、個人情報に十分注意してご自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係・区民事務所へ返却してください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書

4年度は、均等割額を4万6400円に、所得割率を9.49%に改定しました。

保険料額決定通知書には、年間保険料額とその根拠が、納入通知書には納入方法が記載されています。納付書が同封されている場合は、納付書に記載の納付場所まで納期限までに納付してください。同封されていない場合は、年金からの引き落とし、または口座振替となります。保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の休廃止、失業等で4年中の収入が一定以上減少することが見込まれる場合に、保険料が減免となる制度があります。

◇減免対象世帯の要件

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（住民票上の世帯主）が死亡または重篤な傷病を負った
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の4年中の事業収入、不動産・山林・給与収入（以下、事業収入等）の減少が見込まれ、次の条件の全てに該当する
 - ・ 事業収入等（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込み
 - ・ 3年中の合計所得金額が1000万円以下
 - ・ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の3年中の所得の合計額が400万円以下

◇減免対象となる保険料

4年度の保険料で、4月1日～5年3月31日に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）があるもの

◇申請方法

区ホームページのほか、各通知書の同封物でご案内します。

70～74歳で国民健康保険加入の方へ

高齢受給者証を送付します

現在ご使用の「東京都国民健康保険高齢受給者証」（以下「高齢受給者証」）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」）と同じサイズのカードで、色は白です。今回送付する高齢受給者証から、「性別」の表記がなくなります（被保険者証には表記されています）。

有効期限が7月31日の高齢受給者証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に十分注意してご自身で破棄してください。

—— 問い合わせは、国保年金課国保資格係 ☎5307-0641 へ。

負担割合の判定基準

8月～5年7月の負担割合は、3年中の所得状況で判定します。判定の対象は同一世帯の70～74歳の国民健康保険加入者です。

●2割負担

対象者それぞれの住民税課税所得金額が145万円未満または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

●3割負担

対象者のうち1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える

※3割負担の場合でも、3年中の収入の合計が右表の基準に該当する場合は、申請により2割負担になります。

3割負担の方が申請により2割負担になる基準

対象者	基準額
1人の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 収入が383万円未満 ● 収入が383万円以上かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

その他

高齢受給者証は、被保険者証と併せて医療機関等に提示が必要です。高齢受給者証・被保険者証ともに、有効期間中に誤って破棄・返却しないよう、ご注意ください。



地域で善い行いをしている方を推薦してください

10月1日(土)実施の区制施行90周年記念式典で、地域や区政に協力いただいている方や団体に感謝状の贈呈を行います。地域の方の推薦をお願いします。



—— 問い合わせは、総務課記念事業担当へ。

推薦基準

公益性の高い活動、先進的な活動により地域に貢献されている方および団体（既に同一の活動で表彰や感謝状を受けている方および団体を除く）
※継続性のある活動はおおむね5年以上。

推薦方法

推薦調書（総務課記念事業担当〈区役所東棟4階〉で配布。または区ホームページ（右2次元コード）からも取り出せます）を同担当 ☒ somu-k@city.suginami.lg.jp へ郵送・Eメール

その他

- ・ 推薦者が個人の場合は、2名以上の推薦が必要です。
- ・ 審査の上、推薦者および贈呈される方に結果をお知らせします。

推薦期限 7月29日



対象の方は、お忘れなく!

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、4年度住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり10万円の現金を支給します(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を既に受けている方を除く)。支給を希望する世帯の世帯主は、所定の書類を期限までに提出してください。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



提出期限

9月30日(金)

支給金額

一世帯当たり10万円

※一世帯1回限り、指定された口座に振り込みます。

問い合わせ

杉並区臨時特別給付金コールセンター ☎0120-378-233
(午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉)

※窓口での相談は、事前予約が必要です。

▶ 支給対象・^{てづき}手続・必要書類

	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
支給対象	6月1日現在、杉並区に住民登録があり(※1)、世帯全員が4年度住民税均等割非課税である世帯 ※1.世帯の中に、1月2日以降に転入した方がいる場合、1月1日現在で住民登録のあった市区町村より非課税証明書を取得し、提出してください。	①に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1月以降の収入が減少し、世帯全員が4年度住民税均等割非課税相当(※2)と認められる世帯 ※2.世帯全員のそれぞれの収入見込み額(4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。適用される限度額については、世帯状況により異なりますので、お問い合わせください。
手続	6月27日から順次、世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを送付しています。必要事項を記入の上、返送してください。	区に申請が必要です。区ホームページから申請書等を取得、またはコールセンターにお問い合わせください。
必要書類	区から送付するお知らせをご確認ください。	・申請書兼請求書 ・必要書類 (詳細は、区ホームページをご確認ください)

※①②ともに、3年12月11日以降に国外から転入された方・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。①②の重複受給は不可。

3年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

—— 問い合わせは、情報管理課情報公開係へ。

情報公開制度

区では、昭和61年に「杉並区情報公開条例」を制定し、区民の皆さんに、区が管理する情報の公開を求める権利を保障するとともに、区の説明責任を明らかにしています。

◇情報公開請求(運用状況は表1・2)

個人に関する情報や、法令により公開できないと定められている情報などを除き、原則公開します。どなたでも区が管理する情報の公開(閲覧・写しの交付など)を窓口、郵送、ファクス、東京都電子申請・届出サービス(区ホームページにリンクあり)で請求することができます。

個人情報保護制度

区では、昭和61年に「杉並区個人情報保護条例」を制定し、区民の皆さんの個人情報の保護に努め、適正に取り扱うため、管理や利用について次のようなルールを定めています。このことにより、区が管理する自己情報の開示等を求める区民の皆さんの権利を保障しています。

◇個人情報の適正な収集・管理等(運用状況は表3)

- 本人からの収集を原則とし、適法、公正な方法により必要な範囲で個人情報を収集します。
- 個人情報を適正に管理するため、漏えい防止などの必要な措置を取ります。
- 本人の同意がある場合のほか、法令に定めがある場合や緊急かつやむを得ない場合などを除き、収集した個人情報の目的外利用や外部提供をすることはありません。

◇自己情報の開示等の請求(運用状況は表4・5)

どなたでも自分の個人情報が記載された、区が管理する文書などの開示(閲覧・写しの交付など)を請求することができます。また、個人情報に事実の誤りがあるときや、条例に違反して収集、利用または提供されているときは、その情報の訂正・消去・利用中止の請求ができます。

請求は窓口で受け付けます(本人確認資料が必要)。

表1 請求情報内容別の請求状況

請求情報内容の区分	件数
委託・契約に関するもの	109
組織・職員に関するもの	249
土木・建築に関するもの	25
環境・衛生に関するもの	15
会議資料に関するもの	3
学校・教育に関するもの	11
意見・要望に関するもの	1
その他	75
合計	488

表2 情報公開請求の可否決定状況

可否決定の区分	件数
公開	45
一部公開	336
非公開(不存在)	58
非公開(不存在以外)	0
不適用	0
存否応答拒否(※)	5
却下	0
取り下げ	23
翌年度へ繰り越し	21
合計	488

※公開請求に関する情報の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになるときは、その存否を明らかにせず、請求を拒否すること。

表3 個人情報の登録業務等の件数

内容	件数
業務登録	1271
外部委託	763
目的外利用	1389
外部提供	701
外部結合	147

表4 自己情報の開示等の請求状況

請求区分	請求件数
開示(閲覧・写しの交付)	62
訂正	2
消去	2
目的外利用・外部提供の中止	1
合計	67

表5 自己情報の開示等の可否決定状況

可否決定の区分	件数
開示	11
一部開示	33
非開示(不存在)	12
非開示(不存在以外)	0
存否応答拒否	0
非訂正	1
非消去	2
却下	2
取り下げ	4
翌年度へ繰り越し	2
合計	67

広告

お見合い結婚しませんか

お世話してお蔭様で29年目になりました
日高 晶元 ひだかあきもと **がサポートします**

日本個人消費 高田馬場結婚相談所 tel.03-5386-3161

新宿区高田馬場 4-1-6-401 木曜休



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。



参議院議員選挙



問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票日: 7月10日

投票時間: 午前7時~午後8時

7月10日(日)は指定された投票所以外では、投票できません

投票日に
予定のある方は
期日前投票を

期間	期日前投票所
6月23日(木)~7月2日(土)	杉並区役所のみ (中棟6階第4会議室)
7月3日(日)~9日(土)	全ての期日前投票所 (14カ所)

投票時間: 午前8時30分~午後8時

●「選挙のお知らせ」をご確認ください

6月20日(月)ごろから世帯ごとに封書でお届けしました

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。6月3日以降に区内での転居の届け出をした方は、区内の旧住所地の投票所での投票となります。

●「選挙公報」を各戸配布します

7月1日(金)ごろまでにお届けします

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」は各世帯の郵便受けに直接投函します。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、区ホームページに掲載するほか、期日前投票所、区施設、駅の広報スタンド、郵便局などにも設置しますのでご利用ください。

●投票・開票速報

投票速報: 7月10日(日)午前8時~

開票速報: 7月10日(日)午後9時30分ごろ~

区ホームページ(右上2次元コード)でご覧いただけます

●選挙(投票所)へ行くことが困難な方へ

- ・選挙当日に投票所へ行くことが困難な方で、車を利用する場合には、期日前投票期間中に駐車場のある杉並区役所をご利用ください。
- ・介護保険の訪問介護(外出介助)を利用している方は、投票にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。
- ・外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスの案内を希望する方は、杉並区外出支援相談センターもび〜る ☎5347-3154 (月~金曜日午前9時30分~午後5時30分)にご相談ください(各種サービスの利用は有償)。
- ・自筆が困難な方は投票所職員による代理記載を利用できます。

期日前投票所

杉並区役所(中棟6階第4会議室)
阿佐谷南1-15-1

阿佐谷地域区民センター
阿佐谷北1-1-1

井草地域区民センター
下井草5-7-22

永福和泉地域区民センター
和泉3-8-18

荻窪地域区民センター
荻窪2-34-20

和田区民集会所
和田2-31-21

高井戸地域区民センター
高井戸東3-7-5

西荻地域区民センター
桃井4-3-2

旧西荻北児童館
西荻北1-9-5

天沼区民集会所(ウェルファーム杉並)
天沼3-19-16

高円寺北区民集会所
高円寺北3-25-9

方南区民集会所
方南1-27-8

久我山会館
久我山3-23-20

浜田山会館
浜田山1-36-3

滞在先での不在者投票の請求はお早めに!

出張や帰省などで杉並区以外に滞在する予定の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

- 投票後に、候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた期日前投票は無効となります。その際の再投票はできません。
- 旧西荻北児童館は、7月1日から「西荻南区民集会所」に名称変更しました。

- 投票日の前々日~前日は混み合います。早めの投票にご協力ください。
- 投票日当日は区内の指定された投票所に限り投票できます。